

3つの基礎年金があなたの一生をサポートします

老後に備えます

65歳から一生涯、老齢基礎年金が支給されます。(終身保障)

①老齢基礎年金

- 平成30年度年金額 779,300円(満額)
- 20歳から60歳になるまでの40年間(480月)の全期間保険料を納めた人は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。
- 老齢基礎年金を受けるためには、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低10年(120月)あることが必要です。
- 保険料を免除された期間の年金額は減額となりますが、保険料の未納期間は年金額の対象期間になりません。
- 会社員や公務員(厚生年金や共済組合に加入)だった人には、老齢厚生年金や退職共済年金が上乗せされて支給されます。

不測の事態に備えます

病気やけがで障がいを負って働けなくなったときには「障害基礎年金」が、また、万一人が亡くなったときは残された配偶者や子に「遺族基礎年金」が支給されます。

会社員や公務員であるときの障がいや死亡の場合には、厚生年金や共済年金からも基礎年金に上乗せされて年金が支給されます。

②障害基礎年金

- 平成30年度年金額(定額)
- [1級] 974,125円 [2級] 779,300円
- 国民年金加入中の病気やけがで障害等級表(1級・2級)

による障がいの状態にある間は障害基礎年金が支給されます。※子の人数によって加算があります。

③遺族基礎年金

- 平成30年度年金額(配偶者) 1,003,600円
- 内訳 基本額 779,300円
- 子1人の加算 224,300円
- 国民年金の加入者が亡くなったとき、その人によって生計維持されていた「子のある妻・夫」または「子」に支給されます。
- 子は18歳到達年度の末日まで、障がいがある場合は20歳まで支給されます。
- 夫または妻に支給される場合は、子の人数によって加算があります。

◆ご注意ください

障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障がいや死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、もしくは初診日または死亡した日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

◆届出が必要です

年金を受給している人が引越などで住所や年金の受取先金融機関を変更するときや、婚姻などで氏名が変わったときには、年金事務所へ届出が必要です。日本年金機構に住民票コードが登録されている方は、住所変更の届出は原則不要です。

国民年金の「付加年金」をご存知ですか？

国民年金の定額保険料(月額16,340円)に加えて付加保険料(400円)を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

付加年金は申し込みをした月からの加入となり、さかのぼって加入することはできません。



「学生納付特例制度」をご存知ですか？

学生納付特例制度は、学生が申請により保険料の納付が猶予される制度です。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障がいを負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保できます。

■対象者 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する学生などで、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の人または失業などの理由がある人です。詳しくはお問い合わせください。



御宇田井手(山鹿市)



築地井手(菊池市)

平安時代の後半以降、山間では溜め池造成や水路建設などの農業土木技術の向上によって、菊池川流域でも井手(用水路)が整備されました。これにより、それまで水が届かなかった高台を水田に変え、耕作面積を増やしてきました。

場所には水を引くことができました。そのため、溜め池や川の堰は比較的標高の高い場所に造られました。場所によっては山を越して水路を通すため、トンネルを掘ることもありました。

菊池川流域の井手は、他の地域と同様に比較的山間に見られます。菊池市には原井手、築地井手、古川兵戸井手などが知られ、山鹿市では御宇田井手、津留井手、小坂井手などがあります。下流の和水町では平野井手、玉名市には寺田井手、河崎井手などが造られています。これらはほとんどが今も現役で、流域の水田に水を与え続けています。

御宇田井手

上内田川の津袋という場所(担当：山鹿市社会教育課)

山あい田を拓く①

菊池川流域の井手、御宇田井手(中世の井手)



シリーズ日本遺産⑨

米作り、二千年にわたる大地の記憶

問い合わせ先
生涯学習課
社会教育係
☎0968(25)7232



菊池川 日本遺産 検索